

○大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱

平成20年4月15日経広発第10008号
改正 平成20年7月7日経広発第10169号
平成22年8月11日22経区発第10207号
平成25年3月1日24経区発第10348号
平成28年2月16日27政区発第10620号
令和5年3月1日4企広発第11206号

（目的）

第1条 この要綱は、大田区（以下「区」という。）の区民意見公募手続に関し必要な事項を定め、計画等の策定に当たり区民意見の反映に努めるとともに、その結果を区民等に説明する責任を果たすことにより、区の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって開かれた区政の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に規定する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）区民意見公募手続 区民生活に広く関わりのある区の計画、方針、条例等（以下「計画等」という。）の策定に当たり、区の考え方を案の段階から広く公表し、区民等からの意見、提案、情報（以下「意見等」という。）を求め、有益な意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。
- （2）実施機関 区長をいう。
- （3）担当課 大田区組織規則（昭和40年3月22日規則第5号）第3条に規定する課その他これらに準ずるもので、計画等を所掌する部署（複数の部署が分掌するときは、主に分掌する部署）をいう。
- （4）区民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 区内に住所を有する者
 - イ 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 区内に存する学校に在学する者
 - オ その他計画等に直接的な利害関係を有すると認められる者

（対象）

第3条 区民意見公募手続の対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

- （1）区の総合的な施策に関する計画等の策定及び重要な改定
- （2）各行政分野の施策の基本方針又は基本計画の策定及び重要な改定
- （3）区政運営に関する基本的な方針等を定めることを内容とする条例の制定、改正及び廃止
- （4）その他実施機関が必要と認める計画等

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、計画等の策定に当たり、区民意見公募手続を適用しないことができるものとする。

- （1）実施機関が緊急を要すると認める場合
- （2）実施機関が軽微な変更と認める場合
- （3）実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合
- （4）法令等で同等の効果を有する手続が別に定められている場合
- （5）その他区長が特に必要ないと認める場合

（計画等の案の公表）

第5条 実施機関は、計画等を定めようとするときは、意思決定の前にその案（以下「計画案」という。）を公表しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による公表をするときは、策定の趣旨、目的、背景その他の当該案を理解するために必要な資料を併せて公表しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により計画案の公表をしようとするときは、公表をする前の適切な時

期に議会にその旨を報告しなければならない。

(公表の方法等)

第6条 前条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法による。

- (1) 担当課窓口での閲覧
 - (2) 区政情報コーナーでの閲覧
 - (3) 区の広報紙への掲載
 - (4) 区のホームページへの掲載
 - (5) その他実施機関が適当と認める方法
- (意見等の提出)

第7条 意見等の提出期間は、計画案を公表した日からおおむね3週間とし、計画案の公表時に提出期限を明示するものとする。

2 実施機関は、次に掲げる方法等により、計画案に対する区民等からの意見等の提出（以下「提出意見」という。）を受けものとする。

- (1) 担当課窓口への提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出する者は、意見等を提出するに当たり、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 意見等を提出しようとする計画案の名称
 - (2) 氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）
 - (3) 住所（法人その他の団体にあつては、区内に存する事務所等の所在地）
 - (4) 区内に住所を有しない者にあつては、区内に存する勤務先又は通学先の所在地及びその名称
 - (5) 区内に住所、勤務先又は通学先を有しない者にあつては、計画案に直接的な利害を有するとする理由
 - (6) その他実施機関が必要と認める事項
- (提出意見の考慮)

第8条 実施機関は、区民意見公募手続を実施して計画等を定める場合は、意見等提出期間内に当該実施機関が受理した提出意見を十分考慮しなければならない。

(結果の公表)

第9条 実施機関は、区民意見公募手続を実施して計画等を定めた場合は、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 提出意見の要旨及び当該意見に対する区の考え方
- (2) 計画等の案を修正したときは、当該修正の内容
- (3) その他実施機関が適当と認める事項

2 前項の規定による公表については、第6条の規定を準用する。

3 第1項第1号の規定について、提出意見のうち類似のもの及びそれに対する区の意見をまとめて公表することを妨げないものとする。なお、提出意見に対する個別の回答は行わないものとする。

(意見の取扱い及び個人情報の保護)

第10条 実施機関は、前条第1項の規定にかかわらず、提出意見を公表することが第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるとき又は提出意見の中に大田区情報公開条例（昭和60年条例第51号）第9条第2項各号に規定する不開示情報に該当するおそれのある情報が含まれているときは、その意見の全部又は一部を公表しないことができる。

2 実施機関は、第7条第3項の規定により提出者に明示させた氏名、住所その他の個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）に基づき、適正に管理しなければならない。

(一覧の作成及び実施状況の公表)

第11条 実施機関は、区民意見公募手続の適用案件の一覧表を毎年度作成し、区政情報コーナーに備え付けるとともに、区のホームページに掲載しなければならない。なお、一覧表は、案件名、意見等の募集期間、担当課及び連絡先並びに提出意見数を示すものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企画経営部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年8月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。